

入札制度等監視委員会抽出事案一覧表

《対象期間：令和3年4月～令和5年3月までの契約案件》

【抽出テーマ：随意契約のうち、不落随契を除く、その他に該当する案件】

〔案件番号1(整理番号3)〕

【部局等名：企業局】

頁	発注機関	工事名	予定価格 (税込み：千円)
1	企業局いわき事業所	セジマートNo.3修繕工事	50,930

〔案件番号2(整理番号9, 11)〕

【部局等名：土木部】

頁	発注機関	工事名	予定価格 (税込み：千円)
4	県中建設事務所	職員公舎畳修繕1	3,150
8	県中建設事務所	職員公舎畳修繕3	3,041

〔案件番号3(整理番号12)〕

【部局等名：企業局】

頁	発注機関	工事名	予定価格 (税込み：千円)
12	小名浜港湾建設事務所	港湾維持管理工事	5,120

〔案件番号4(整理番号26)〕

【部局等名：土木部】

頁	発注機関	工事名	予定価格 (税込み：千円)
15	災害対策課	福島県総合情報通信ネットワーク双葉町整備工事	25,549

〔案件番号5(整理番号34)〕

【部局等名：土木部】

頁	発注機関	工事名	予定価格 (税込み：千円)
18	企業局いわき事業所	赤井取水場沈砂池流入弁修繕工事	3,256

千円未満四捨五入

抽出事案説明書

【担当部局名： 企業局 】

契約方式	随意契約
発注機関	企業局いわき事業所
工事名	セジマートNO.3修繕工事
工事種別	機械設備工事
工事概要	泉浄水場2期沈殿池設備(セジマート)NO.3の修繕工事一式
随意契約の相手方	三菱パワー環境ソリューション株式会社 取締役社長 加賀見 守男
随意契約の理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号該当 (※その性質又は目的が競争入札に適しないものをするときに該当。)</p> <p>※に該当する理由 本工事は、昭和46年に設置された高速沈殿池設備セジマートの主要部品を、性能基準に基づき、オーバーホール、部品交換、試運転調整を実施するものである。 対象部品は、セジマートの高速沈殿機能を維持するために必要不可欠な部品であり、設備製造者が独自に開発したものであるため、他の者に対し詳細構造が公開されていない。 また、稼働にあたっては、セジマートに関する専門的なノウハウが必要となることから、製造者以外では本工事を実施できないことから、本設備の製造者から事業を継承した当該業者との随意契約とした。</p>
予定価格(税込:円)	50,930,000円
当初契約金額(税込:円)	50,930,000円
備考	<p>【入札関連業務に関する不祥事防止のための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決裁を受ける際には決裁者以外の目に入らないよう直接持ち込み決裁を受けた。 ・今後の取組として、設計書や予定価格調書等について担当者以外が容易に閲覧出来ないよう鍵付き書棚にて保管することとした。

※ 入札(契約)結果書を添付のこと

様式3
 当初 変更

令和3年7月12日
 工事執行機関 企業局いわき事業所

入札（見積）執行調書
 入札（契約）結果書

年災		事項		契約	令和3年7月15日	
工事番号	21-60110-0029	工事名	セジマートNo.3修繕工事	着工	令和3年7月15日	
入札執行年月日	令和3年7月12日		発注種別	機械設備工事	完成	令和4年3月25日
審議番号	公所	本庁		予定価格	50,930,000	
工業用水道名	磐城工業用水道			最低制限価格	-	
工事箇所	いわき市泉町字小山地内			調査基準価格	-	
工事概要	泉浄水場2期沈殿池設備（セジマート）No.3の修繕工事一式					

業者コード 業者名	落札者の住所		落札額（契約額）
	入札額及び再入札額		
三菱パワー環境ソリューション(株)	横浜市中区桜木町一丁目1番8号		46,300,000 (50,930,000)
	(1) 46,300,000	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

工事概要

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 21-60110-0029 |
| (2) 工事名 | セジマート NO. 3 修繕工事 |
| (3) 工水名 | 磐城工業用水道 |
| (4) 工事箇所 | いわき市泉町字小山地内 |
| (5) 概要 | 泉浄水場2期沈澱池設備(セジマート) NO. 3
の修繕工事一式 |

随意契約の理由

本工事は、泉浄水場2期沈澱池に設置してある高速沈澱池設備セジマートの主要部品を交換し正常な機能を維持するために行うものである。

対象となる機器類は、当該設備製造者が独自に開発したノウハウが集積され、他の者に対し公開されていないため、製造者以外では工事を実施できない。

このことは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号「不動産の買入又は借入(中略)、その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、本設備の製造者から事業を継承した下記業者との随意契約としたい。

随意契約の相手方

神奈川県横浜市中区桜木町1丁目1番地8号

三菱パワー環境ソリューション株式会社

取締役社長 大西昭一

(※ 福島県工事請負の有資格者名簿に記載無し)

抽出事案説明書

【担当部局名： 土木部 】

契約方式	随意契約
発注機関	県中建設事務所
工事名	職員公舎畳修繕1
工事種別	建築工事
工事概要	職員公舎畳修繕 N=2棟
随意契約の相手方	株式会社タタミのエンドー 代表取締役 遠藤 善栄
随意契約の理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号該当 (※その性質又は目的が競争入札に適しないものをするときに該当。)</p> <p>※に該当する理由 本業務は、職員公舎の入居している部屋の畳を修繕するもので、各部屋から受注者の作業場へ搬出し、修繕後、再び各部屋に搬入・敷込む作業であり、入居中であることから、一連の作業を短期間(1日)で完了させる必要がある。これらの要件を満たすのは、十分に畳職人を確保し、迅速に施工できる機械(縫着機)を有している畳専門業者であり、なおかつ、搬出入が短時間となる管内の業者に限られる。</p> <p>以上のことから、「令和3・4年度工事等請負有資格者名簿」の建築工事に登載されている内装工事業許可を持つ者の中から、地域性及び畳修繕に精通しているものを勘察し、県中建設事務所管内から7者を選定した。</p>
予定価格(税込:円)	3, 150, 312円
当初契約金額(税込:円)	2, 987, 490円
備考	<p>【入札関連業務に関する不祥事防止のための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数業者に見積を依頼することで他者との契約も検討した ・設計書や予定価格調書等について、担当者以外が容易に閲覧出来ないよう鍵付き引き出しにて保管 ・決裁を受ける際には決裁者以外の目に入らないよう、専用のボックスにて回覧を行い、決裁を受けた。

※ 入札(契約)結果書を添付のこと

当初・変更

工事執行機関 41320 県中建設事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	令和 3 年 10 月 7 日
工事番号	21-41320-0238	工事名	職員公舎畳修繕 1	着工	令和 3 年 10 月 7 日
入札執行年月日	令和3年9月30日	発注種別	03 建築工事	完成	令和 3 年 2 月 3 日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	大槻職員公舎 外			予定価格	3,150,312
工事箇所 自	郡山市大槻町 地内			最低制限価格	
至				調査基準価格	
工事概要	職員公舎畳修繕 N=2棟				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
100002187 (有) 吉田豊店	(1) 2,808,700 (3)	(2) (4)	
100002188 (株) 原商店	(1) 2,838,400 (3)	(2) (4)	
100003012 本田興業(株)	(1) 2,897,000 (3)	(2) (4)	
100003062 (株) 創成	(1) 2,746,700 (3)	(2) (4)	
100003774 (有) 田母神豊店	(1) 2,747,450 (3)	(2) (4)	
100003808 (株) タタミのエンドー	郡山市 喜久田町字双又35-6 (1) 2,715,900 (3)	(2) (4)	2,987,490
100020219 (有) 笠間工業	(1) 2,835,900 (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」

と読み替えるものとする。

様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本業務は、職員公舎の入居している部屋の畳を修繕するもので、各部屋から受注者の作業場へ搬出し、修繕後、再び各部屋に搬入・敷込む業務であり、入居中であることから、一連の作業を短期間（1日）で完了させる必要がある。これらの要件を満たすのは、十分に畳職人を確保し、迅速に施工できる機械（逢着機）を有している畳専門業者であり、なおかつ、搬出入等が短時間となる管内の業者に限られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とした。

見積りの相手方を選定した理由は、「令和3・4年度工事等有資格者名簿」の建築工事に搭載されている内装工事業許可を持つ者の中から、地域性及び畳修繕に精通している者を勘案し、県中建設事務所管内から選定した。

変更契約の内容

変更契約年月日	年 月 日
変更後の完成年月日	年 月 日
変更後の契約金額	
変更契約をする理由	
<input type="checkbox"/> 1 現場精査による数量増（減）	
<input type="checkbox"/> 2 （ ）工事追加による増額	
<input type="checkbox"/> 3 その他（ ）	

抽出事案説明書

【担当部局名： 土木部 】

契約方式	随意契約
発注機関	県中建設事務所
工事名	職員公舎畳修繕3
工事種別	建築工事
工事概要	職員公舎畳修繕 N=3棟
随意契約の相手方	株式会社原商店 代表取締役社長 原 正幸
随意契約の理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号該当 (※その性質又は目的が競争入札に適しないものをするときに該当。)</p> <p>※に該当する理由 本業務は、職員公舎の入居している部屋の畳を修繕するもので、各部屋から受注者の作業場へ搬出し、修繕後、再び各部屋に搬入・敷込む作業であり、入居中であることから、一連の作業を短期間(1日)で完了させる必要がある。これらの要件を満たすのは、十分に畳職人を確保し、迅速に施工できる機械(縫着機)を有している畳専門業者であり、なおかつ、搬出入が短時間となる管内の業者に限られる。</p> <p>以上のことから、「令和3・4年度工事等請負有資格者名簿」の建築工事に登載されている内装工事業許可を持つ者の中から、地域性及び畳修繕に精通しているものを勘察し、県中建設事務所管内から7者を選定した。</p>
予定価格(税込:円)	3,041,236円
当初契約金額(税込:円)	2,890,690円
備考	<p>【入札関連業務に関する不祥事防止のための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数業者に見積を依頼することで他者との契約も検討した ・設計書や予定価格調書等について、担当者以外が容易に閲覧出来ないよう鍵付き引き出しにて保管 ・決裁を受ける際には決裁者以外の目に入らないよう、専用のボックスにて回覧を行い、決裁を受けた。

※ 入札(契約)結果書を添付のこと

当初・変更

工事執行機関 41320 県中建設事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	令和 3 年 10 月 7 日
工事番号	21-41320-0240	工事名	職員公舎畳修繕 3	着工	令和 3 年 10 月 7 日
入札執行年月日	令和3年9月30日	発注種別	03 建築工事	完成	令和 3 年 2 月 3 日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	大槻職員公舎（警察） 外			予定価格	3,041,236
工事箇所 自	郡山市大槻町 地内外			最低制限価格	
至				調査基準価格	
工事概要	職員公舎畳修繕 N=3棟				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
100002187 (有) 吉田畳店	(1) 2,717,500 (3)	(2) (4)	
100002188 (株) 原商店	郡山市 本町 2-2-5 (1) 2,627,900 (3)	(2) (4)	2,890,690
100003012 本田興業(株)	(1) 2,802,600 (3)	(2) (4)	
100003062 (株) 創成	(1) 2,657,300 (3)	(2) (4)	
100003732 (株) 横田畳店	(1) 2,716,250 (3)	(2) (4)	
100003808 (株) タタミのエンダー	(1) 2,686,700 (3)	(2) (4)	
100020219 (有) 笠間工業	(1) 2,744,300 (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」

と読み替えるものとする。

様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本業務は、職員公舎の入居している部屋の畳を修繕するもので、各部屋から受注者の作業場へ搬出し、修繕後、再び各部屋に搬入・敷込む業務であり、入居中であることから、一連の作業を短期間（1日）で完了させる必要がある。これらの要件を満たすのは、十分に畳職人を確保し、迅速に施工できる機械（逢着機）を有している畳専門業者であり、なおかつ、搬出入等が短時間となる管内の業者に限られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とした。

見積りの相手方を選定した理由は、「令和3・4年度工事等有資格者名簿」の建築工事に搭載されている内装工事業許可を持つ者の中から、地域性及び畳修繕に精通している者を勘案し、県中建設事務所管内から選定した。

変更契約の内容

変更契約年月日	年 月 日
変更後の完成年月日	年 月 日
変更後の契約金額	
変更契約をする理由 <input type="checkbox"/> 1 現場精査による数量増（減） <input type="checkbox"/> 2 （ ）工事追加による増額 <input type="checkbox"/> 3 その他（ ）	

抽出事案説明書

【担当部局名： 土木部 】

契約方式	随意契約
発注機関	小名浜港湾建設事務所
工事名	港湾維持管理工事(灯浮標)
工事種別	一般土木工事
工事概要	灯浮標設置 N=3基 灯浮標撤去 N=1基
随意契約の相手方	山木工業株式会社 代表取締役 小峰 良介
随意契約の理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号該当 (※その性質又は目的が競争入札に適しないものをするときに該当。)</p> <p>※に該当する理由 ・本工事は、小名浜港三崎航路の灯浮標が経年劣化により本体の機能が低下したための更新及びチェーン切れにより流出したため再設置するものである。 ・工事にあたっては小名浜港内の船舶の航行及び海象に精通していることや、海上施工に際しては船舶の使用が不可欠であり工事を遂行可能な者が限定される。</p> <p>以上により、競争入札に適さないことから随意契約とした。</p>
予定価格(税込:円)	5, 120, 500円
当初契約金額(税込:円)	5, 060, 000円
備考	<p>【入札関連業務に関する不祥事防止のための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数業者に見積を依頼することで他者との契約も検討した。 ・執務室への業者の入室を制限している。 ・設計書や予定価格調書等について、担当者以外が容易に閲覧出来ないよう鍵付きロッカーにて保管している。

※ 入札(契約)結果書を添付のこと

当初・変更

工事執行機関 41400 小名浜港湾建設事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	令和3年12月23日
工事番号	21-41400-0097	工 事 名	港湾維持管理工事（灯浮標）	着工	令和3年12月23日
入札執行年月日	令和3年12月20日	発注種別	01 一般土木工事	完成	令和4年3月31日
審 議 番 号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	小名浜港			予定価格	5,120,500
工事箇所 自	いわき市小名浜字栄町地先			最低制限価格	4,710,860
至				調査基準価格	
工 事 概 要	灯浮標設置 N = 3 基		灯浮標撤去 N = 1 基		

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
100000519 五栄土木（株） 福島支店	(1) 4,700,000 (3)	(2) (4)	
100002645 山木工業（株）	いわき市 平谷川瀬3-1-4		
	(1) 4,600,000 (3)	(2) (4)	5,060,000
100002646 堀江工業（株）	(1) (3)	(2) (4)	辞退
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約理由

1 工事名等

- (1) 工事番号 21-41400-0097
- (2) 工事名 港湾維持管理工事(灯浮標)
- (3) 路・河川等名 小名浜港
- (4) 工事箇所名 いわき市小名浜字栄町地先

2 業務概要

灯浮標設置 N=3基 灯浮標撤去 N=1基

3 随意契約理由

本工事は、小名浜港三崎航路の灯浮標が経年劣化により本体の機能が低下したための更新及びチェーン切れにより流失したため再設置するものである。

工事にあたっては小名浜港内の船舶の航行及び海象に精通していることや、海上施工に際しては船舶の使用が不可欠であり工事を遂行可能な者が限定され、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。

抽出事案説明書

【担当部局名：危機管理部】

契約方式	随意契約
発注機関	危機管理部 危機管理総室 災害対策課
工事名	福島県総合情報通信ネットワーク双葉町整備工事
工事種別	通信設備工事
工事概要	総合情報通信ネットワーク市町村局通信設備 1式 (地上系有線設備移設、衛星系無線設備新設)
随意契約の相手方	日本電気株式会社 福島支店 支店長 大内 文彦
随意契約の理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号該当 (※その性質又は目的が競争入札に適しないものをするときに該当。)</p> <p>※に該当する理由 県総合情報通信ネットワークは、災害時等における県、市町村、防災関係機関等を結ぶ通信網であり、平成21～24年度に日本電気(株)が開発、構築したものである。 この工事は、双葉町役場がいわき市の仮設庁舎から双葉町内の仮設庁舎へ移転することに伴い、通信機器等を移設整備するものである。 また、同ネットワークは、一斉指令、障害監視、回線接続等の機能を有し、これらを正常に動作させるためのハード・ソフトウェア等の技術的事項において、既存の設備等と密接不可分の関係にあり、開発・構築を行った者以外の者に施工させた場合、既存の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、当該業者を単独見積の相手方とした。</p>
予定価格(税込:円)	25,549,700円
当初契約金額(税込:円)	25,300,000円
備考	<p>【入札関連業務に関する不祥事防止のための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格調書について、担当者以外が容易に閲覧出来ないよう鍵付き引き出しにて保管。 ・決裁を受ける際には決裁者以外の目に入らないよう直接持ち込み決裁を受けた。

※ 入札(契約)結果書を添付のこと

当初・変更

工事執行機関 05010

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	令和4年2月10日
工事番号	21-05010-0005	工事名	福島県総合情報通信ネットワーク双葉町整備工事	着工	令和4年2月10日
入札執行年月日	令和4年2月3日	発注種別	15 通信設備工事	完成	令和4年9月30日
審議番号	公所	本庁	000000		
路線・河川名	双葉郡双葉町大字長塚字町西地内他			予定価格	25,549,700
工事箇所 自	双葉郡双葉町大字長塚字町西地内他			最低制限価格	
至	双葉郡双葉町大字長塚字町西地内他			調査基準価格	
工事概要	市町村局通信設備1式地上系有線設備移設衛星系無線設備新設				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
10000451 日本電気（株） 福島支店	福島市 本町5-5		
	(1) 23,000,000	(2)	25,300,000
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

・随意契約とする理由
 県総合情報通信ネットワークは、災害時等における県、市町村、防災関係機関等を結ぶ通信網であり、平成21～24年度に日本電気(株)が開発、構築したものである。
 この工事は、双葉町役場の仮設庁舎への移転に伴い、通信機器等を双葉町役場いわき事務所から仮設庁舎に移転整備するものである。
 同ネットワークは、一斉指令、障害監視、回線接続等の機能を有し、これらを正常に動作させるためのハード・ソフトウェア等の技術的事項において、既存の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既存の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、当該相手方との単独随意契約により行うこととした。

・見積りの相手方を選定した理由
 既存のネットワークは、日本電気(株)が開発、構築したものであるため。

変更契約の内容

変更契約年月日	年 月 日
変更後の完成年月日	年 月 日
変更後の契約金額	
変更契約をする理由 <input type="checkbox"/> 1 現場精査による数量増（減） <input type="checkbox"/> 2 （ ） 工事追加による増額 <input type="checkbox"/> 3 その他（ ）	

抽出事案説明書

【担当部局名：企業局】

契約方式	随意契約
発注機関	企業局いわき事業所
工事名	赤井取水場沈砂池流入弁修繕工事
工事種別	機械設備工事
工事概要	沈砂池流入弁コントローラ分解整備1式
随意契約の相手方	三栄商工(株)いわき営業所 所長 瀬戸一美
随意契約の理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2号該当 (※その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当。) 第5号該当 (※緊急の必要により競争入札に付することができないとき。)</p> <p>※に該当する理由 本工事は、好間工業用水道の一部である赤井取水場沈砂池の流入弁が、沈砂池内の堆砂及び経年劣化等により、駆動モーターが焼損し動作不能となったため、修繕工事を実施したものである。 流入弁の動作不能状態が続くと、好間工業団地での配水量や浄水処理能力に影響し、安定した工業用水の供給が出来なくなることから、早急に駆動モーターの交換及び、弁体のオーバーホールの必要がある。 当該修繕工事は、工業用水を安定的に供給しながら、且つ早急に工事を実施するなど、専門的な技術や豊富な経験を有する業者に限定される。 以上のことから、複数社の見積合わせによる随意契約とした。</p>
予定価格(税込:円)	3,256,000円
当初契約金額(税込:円)	3,190,000円
備考	<p>【入札関連業務に関する不祥事防止のための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数業者の見積合わせとすることで他者との契約も検討した。 ・決裁を受ける際には決裁者以外の目に入らないよう直接持ち込み決裁を受けた。 ・今後の取組として、設計書や予定価格調書等について担当者以外が容易に閲覧出来ないよう鍵付き書棚にて保管することとした。

※ 入札(契約)結果書を添付のこと

入札（見積）執行調書
 入札（契約）結果書

年災		事 項	契 約	令和4年8月19日
工事番号	22-60110-0040	工 事 名	赤井取水場沈砂池流入弁修繕工事	着 工
入札執行年月日	令和4年8月16日	発注種別	機械設備工事	完 成
審 議 番 号	公 所	本 庁		令和4年9月30日
工業用水道名	好間工業用水道			予定価格
				3,256,000
工事箇所	いわき市平赤井字川子内地内			最低制限価格
				2,995,520
				調査基準価格
				-
工 事 概 要	沈砂池流入弁コントローラ分解整備一式			

業者コード 業者名	落札者の住所		落札額（契約額）
	入札額及び再入札額		
100000090 東北機電工業（株）	(1)	(2)	辞退
	(3)	(4)	
100003525 （株）常磐エンジニアリン グ	(1)	3,200,000 (2)	
	(3)	(4)	
100002201 三栄商工（株）いわき営業 所	いわき市内郷御蔵町4丁目121		
	(1)	2,900,000 (2)	2,900,000
	(3)	(4)	(3,190,000)
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

工事概要

- (1) 工事番号 22-60110-0040
- (2) 工事名 赤井取水場沈砂池流入弁修繕工事
- (3) 工水名 好間工業用水道
- (4) 工事箇所 いわき市平赤井字川子内地内
- (5) 概要 沈砂池流入弁修繕工事 一式

随意契約の理由

本工事は、赤井取水場の沈砂池流入弁が、沈砂池内の堆砂及び経年劣化等により、高トルク・過負荷で流入弁駆動モーターが焼損し動作不能となった。

このことで、別途修繕で沈砂池内の堆砂を排砂池へ移送する作業は完了したが、好間浄水場へ圧送する圧送ポンプへの流入量の調整が不可能となり、圧送ポンプへの過負荷により制御に支障が出ている。

このため、早急に沈砂池流入弁の駆動モーターの交換及び弁体のオーバーホールが必要があるが、運用中の施設の配水量や浄水処理能力等に影響しないように修繕作業を行なわなければならないことから、専門的な技術や豊富な経験が必要となるため、当該修繕工事の履行が可能な業者に限定される。

このことは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから随意契約とし、下記により見積を収集することとしたい。

随意契約の相手方

地域的条件や過去の実績により別紙のとおり選定する。